

■学修計画書

※記入にあたっては右ページを参照してください。
この用紙に書ききれない場合は、別紙として提出可。

あなたは、本学の大学院の在学中において、日本学生支援機構が実施する第一種奨学金における「特に優れた業績による奨学金返還免除」を受けるにふさわしい業績を修め、本学大学院修了後、高度の専門性を有する教員又は教員以外の立場から教育現場の課題解決・価値創造の一翼を担う高度な人材として活動しようとする意志はありますか。

該当する項目に☑を入れてください。

- 活動しようとする意志がある
- 活動しようとする意思はない

上記で、「活動しようとする意志がある」を選択した場合、あなたが本学大学院入学後、どのような学びを経て「特に優れた業績による奨学金返還免除」を受けるにふさわしい業績を修めようと考えているかを記入してください。

●学修計画の記入について

この学修計画書については、あなたが本学の大学院に在学中において、日本学生支援機構が実施する第一種奨学金における「特に優れた業績による奨学金返還免除」を受けるにふさわしい業績を修め、本学大学院修了後、高度の専門性を有する教員又は教員以外の立場から教育現場の課題解決・価値創造の一翼を担う高度な人材として活動しようとする意志を確認するものです。

記入にあたっては、あなたが本学大学院入学後、どのような学びを経て以下に定める業績(すべてである必要はありません。)を修めようと考えているかを記入してください。

日本学生支援機構奨学金評価基準

業績の種類	機構が定める評価基準
省令第36条第1号に定める 「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること
省令36条第2号に定める 「大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に定める特定の課題についての研究成果」	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること
省令第36条第3号に定める 「大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果」	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること
省令36の第4号に定める 「著書、データベースその他の著作物(省令第36条第1号及び第2号に掲げるものを除く。)」	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等(省令第36条第1号及び第2号に掲げるものを除く。)が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること
省令36の第5号に定める 「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること
省令36の第6号に定める 「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること
省令36の第7号に定める 「研究又は教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること
省令36の第8号に定める 「音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること
省令36の第9号に定める 「スポーツの競技会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること
省令36の第10号に定める 「ボランティア活動その他の社会的貢献活動の実績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること